

# けいかくそうだんし えんじぎょう りょう 計画相談支援事業の利用について



障がいのある人が望む暮らしを実現し、安心して毎日を送るために、一人ひとりの状況にあった「サービス等利用計画」をつくり、この「サービス等利用計画」をつくり、計画の進み具合を確認して必要があれば見直していく事業を「計画相談支援事業」といいます。

「サービス等利用計画」の内容や「計画相談支援事業」の利用方法についてご案内します。

## 「サービス等利用計画」ってどんなもの…？

障がいのある人の生活課題を解決してよりよい暮らしを実現するために、障害福祉サービスを上手に活用していくときの基本となる計画です。

市が支給決定をする際に参考に参考にするほか、サービス利用者に関わる支援者が支援目標を共有するためにも活用されます。これをもとに利用するサービス毎の「個別支援計画」がつけられるなど大切なものです。

これまでの暮らしが、希望をかなえるために何が課題になっているのか、どのように課題の解決に取り組むのか、どんなサービスを利用するのか、といったことが計画に盛り込まれます。



## 計画をつくるのはどんなとき…？

障害福祉サービス等の申請を行う際につくり、

現在サービスを利用していて計画が必要な方へは、受給者証の更新時期に「サービス等利用計画案提出依頼書」を送ります。

なお、地域生活支援事業[移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援]のみを利用する場合には、計画をつくる必要はありません。

## どうやって計画をつくるの…？

市の指定を受けた「特定相談支援事業所」の相談支援専門員が、障がいのある人やご家族と一緒に話し合いをして「サービス等利用計画」をつくり、相談支援専門員は、サービスの利用開始後に、計画に基づいて適切にサービスが提供されているか確認(モニタリング)を行います。

また、サービスを利用する人が自ら支援計画を作成する(セルフプラン)こともできます。支援計画の作成方法等が分からない場合は、伊勢市障がい者地域相談支援センターがセルフプランの作成支援を行います。

## 費用はかかるの…？

無料です。特定相談支援事業所へは市から報酬が支払われます。



計画相談支援を利用した「障害福祉サービス利用の流れ」は裏面をご覧ください・・・



しょうがいふくし りょう なが  
障 害 福 祉 サービス 利用 の 流 れ

① まず相談しましょう



② 障害福祉サービスの申込をしましょう

③ あなたの心身の状況に関する調査を受けます  
また、特定相談支援事業所と契約しましょう

④ 自分の思いを伝え、計画案を作ってもらいましょう



⑤ サービス等利用計画案を  
市に提出しましょう

⑥ 受給者証が届いたら大切に保管しましょう

⑦ サービス等利用計画の内容を確認しましょう

⑧ 障害福祉サービス提供事業所と契約しましょう

⑨ サービスを利用しましょう

相談窓口

伊勢市高齢・障がい福祉課 障がい福祉係  
伊勢市障がい者地域相談支援センター

障害福祉サービス利用の申請をします

障害支援区分認定  
調査を受けます

特定相談支援事業所  
へ計画作成を依頼  
し、契約します

障害支援区分決定

サービス等利用計画案に署名をします

支給決定

サービス担当者会議

サービス等利用計画に署名をします

障害福祉サービス提供事業所と契約します

サービスを利用します